

議 事 内 容

専 務

皆様、ご着席ください。

さて、本日の「第28回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

第28回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

連日ニュースでは、猛暑と豪雨災害の報道が続いております。厳しい環境ではありますが、皆さんと力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

そして、先月の理事会において私自身も会長にご推挙いただき、唐津市の宮崎会長が副会長にご就任されております。新たな気持ちで務めさせていただきたいと思っております。

また、以前も常設審議委員のご経験がある定松県議が、今回委員に就任されております。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・2件、第5条・10件となっております。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専 務

ありがとうございます。

審議に入ります前に、今回の常設審議委員の改選や関係団体での役員交替により常設審議委員の交替があつていきますので、ご紹介いたします。

①有田町・藤委員に替わりまして玄海町・日高委員です。

②佐賀県農業共済組合連合会の会長交替に伴い、川久保前委員の後任として高原委員です。

③また、県議会選出で、5月に交替されていましたが、議会の日程などで今回が最初の出席となります定松委員です。

専務 続いて、常設審議委員会必携について説明いたします。

(常設審議委員会必携について説明。)

専務 続いて、前回の審議案件の結果について農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局 (前回の審議案件の結果について報告。)

専務 それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議事録署名者として、伊万里市・山口委員と玄海町・日高委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第4条及び5条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から、説明をお願いします。

まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会より説明します。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議 長 次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議 長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の認定子ども園用地への転用において、申請地は〇〇市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、土地収用法の規定による告示に係る事業に該当する場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の工場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。
議 長	<p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の幼保連携型認定子ども園用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、土地収用法の規定による告示に係る事業に該当する場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。
議 長	<p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の空気銃射撃場及び事務所、駐車場用地への転用において、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
〇〇農業委員会	<p>整理番号5-6、〇〇〇〇申請の〇〇工業団地用地への転用において、申請地の進入路は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業の目的を達成する上で当該農地を必要とする場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。その他の申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議 長	次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会より説明します。
	<p>整理番号5-7、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域</p>

であることから第3種農地であり、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の農業団体事務用地への転用において、申請地は〇〇インターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会より説明します。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の店舗新築用地への転用において、申請地のうち4筆は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業の目的を達成する上で当該農地を必要とする場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。他14筆の申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会より説明します。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係2件、第5条関係10件について説明がありました。

		ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 北側が田・宅地となっておりますが、申請地からすると〇〇の隣ですか。
- 〇〇農業委員会 土地利用計画図の申請地の左上の方に窪みがありますが、これが今回申請地から分筆されて残る田になります。
- 〇〇委員 土地利用計画図ではこの部分が畑となっております。
- 〇〇農業委員会 今回転用に合わせて田に形状変更をなされております。
- 〇〇議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の認定こども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 転用地の価格が一般的に比べて安すぎるので、あとあと影響が出るのではないのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 譲渡人と譲受人が親子関係となっておりますので大丈夫かと思われま

議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の幼保連携型認定こども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	旧施設の敷地は何か利用目的はありますか。
〇〇農業委員会	寺の敷地として利用されます。

〇〇委員	わかりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の空気銃射撃場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	空気銃でイノシシなども撃てますか。
〇〇農業委員会	鳥獣害対策の練習用として空気銃を利用するだけであって、実際鳥獣を空気銃で撃つわけではありません。空気銃は普通の拳銃よりも威力が劣るので、かなり近くから撃たないと倒せないとのこと。
〇〇委員	はい、わかりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	〇〇では市営の射撃場が現在休止中になっており、その理由が鉛の関係だったと認識しております。この空気銃もおそらく鉛を

使用するかと思いますが、環境への配慮などはどうなっていますか。

〇〇農業委員会 〇〇の射撃場では散弾銃を山肌に向けて撃っており、水田へ鉛が流れこみ水田が使用できなくなる害がありました。今回の場合は射撃場の指定に関する内閣府令に基づき、屋内の射撃場である覆道式射撃場となっております。弾は鉛を使用しますが、建物は鉛を貫通しない素材、形状になっており、専門の業者が回収を行います。また、申請地の西側に溜池がありますが、建物の排水水路とは繋がっておらず、農業用として使用していないとのことです。地元住民と業者との協議も行われております。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 建設費237万6千円は具体的な内訳は何ですか。

〇〇農業委員会 水路があるのでそこに橋をかけるものです。

〇〇委員 分かりました。

〇〇議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の遊技場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- ○ 委 員 貸借契約の取り扱いについて教えてください。
- 〇〇農業委員会 期間は平成48年12月31日までとなっております。その後双方からの申し出がない場合は、自動的に更新されることとなっております。貸借権が終わったあとは、地上に擁する看板その他の工作物を撤去し更地で返還するものとするに記載されています。
- ○ 委 員 分かりました。
- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- ○ 委 員 これも貸借契約の取り扱いについて教えてください。
- 〇〇農業委員会 双方の合意によって終了日を始期とする新たな契約を行うとなっております。
- ○ 委 員 分かりました。
- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	売電価格の計画はどうなっていますか。採算はとれますか。
〇 〇 委 員	現地調査のときに同じ質問をしました。単価が高いときの権利を持っているので、十分採算がとれるとのことでした。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議	長	以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係2件、第5条関係10件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
議	長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、事務局より説明をお願いします。
専	務	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
農業会議事務局		それでは、資料2について説明をさせていただきます。 (資料2について説明。)
議	長	このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問等)
議	長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専	務	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局		(資料3について説明。)
専	務	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

14時55分